

課 護 看

1. 平成15年度看護職員確保対策予算(案)

一般会計(補助金等) (平成14年度予算額) 11,536百万円 → (平成15年度予定額) 11,154百万円 (対前年度比96.7%)

1. 離職の防止 2,323百万円

- (1) 病院内保育所運営事業 2,114百万円
 子供を持つ看護職員等の医療従事者が安心して勤務を継続、あるいは再就業できるための環境を整備し、病院内保育施設の運営に対する補助を実施。
 ・実施か所数 1,259か所 → 1,259か所
 ・人事院のマイナス勧告を踏まえた補助単価の見直し
- (2) 看護職員確保対策特別事業 200百万円
 看護職員の確保を総合的に促進するため、地域の事情を踏まえた地方公共団体等の創意と工夫のもとに看護職員の確保を目的とする特別事業を実施。

2. 再就業の支援 221百万円

- (1) 中央ナースセンター事業 151百万円
 求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職員の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等の推進を図る。
- (2) 看護職員就労確保総合支援事業 70百万円
 看護職員の確保が困難な医療機関に対し、専門家による調査、相談等に取り組むなど、看護職員の就労確保に向けた総合的支援を実施。

3. 養成品の確保 7,803百万円

- (1) 看護師等養成所運営費 5,814百万円
 看護職員の養成及び資質の向上を図るため、民間立養成所の運営に対する補助を行い、看護教育の充実及び運営の適正化を図る。
 ・養成所数 802校 → 775校
 ・人事院のマイナス勧告を踏まえた補助単価の見直し
- (2) 「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業 58百万円
 准看護師が働きながら看護師資格を取得できるようにするため、看護師養成所2年課程(通信制)の設置に対する支援を行う。
- (3) 「看護師養成所2年課程(通信制)」設置準備連絡会議経費 3百万円
 看護師養成所2年課程(通信制)の設置予定者に対し、円滑な運営に関する助言指導を行う。
- (4) 看護師等修学資金貸与事業 1,928百万円
 ・貸与人員 14,980人 → 14,718人

4. 資質の向上 753百万円

- (1) 看護職員臨床技能向上推進事業 330百万円
 質の高い看護職員の育成を重点的に促進するため、がん看護や感染管理などの専門性の高い研修の実施に対する支援を行う。
- (2) 看護職員の臨床技能の向上に関する調査検討 6百万円
 看護技術能力の向上に向けた卒前教育、卒後研修についての調査検討。
- (3) 看護師等養成所の教員に対する医療事故防止教育研修の実施 4百万円
 看護基礎教育における安全教育推進のための看護教員に対する研修を実施。

5. 看護職員確保対策の総合的推進 54百万円

- (1) 医療技術評価総合研究事業(看護対策総合研究) 49百万円
 新たな看護のあり方の検討を踏まえ、医師との十分な連携に基づく看護師の活動を推進するため、効果的な看護システムの開発等に関する総合的な研究を行う。

(参考) 国家試験の効率化・適正化の推進

保健師助産師看護師国家試験におけるプール制(大量の試験問題をあらかじめ蓄えておく方式)導入に向け、試験委員の増を図る。

2. 看護職員資質向上推進事業等の各都道府県の取り組み状況(平成14年度)

都道府県名	取り組み状況	資質向上推進計画認定事業	専任教員再教育事業	看護教員養成講習会経費	実習指導者講習会経費	看護職員実務研修事業	専門的看護ケア研修事業	看護職員確保対策特別事業	看護職員比較評価制度構築事業
北海道	4卒業 2卒業	○			○ ○ ○			○	○
青森	1卒業								
岩手	1卒業								
宮城	1卒業				○				
秋田	2卒業							○	
山形	1卒業								
福島	2卒業		○						
茨城	3卒業		○						
栃木	4卒業		○						
群馬	3卒業		○						○
埼玉	6卒業		○						○
千葉	2卒業							○	
東京	2卒業								
神奈川	5卒業		○						
新潟	4卒業							○	
富山	3卒業		○						
石川	2卒業								
福井	3卒業		○						
山梨	3卒業								○
長野	3卒業		○						
岐阜	2卒業								
静岡	3卒業								
愛知	2卒業		○					○	
三重	4卒業								
滋賀	2卒業							○	
京都	2卒業								
大阪	7卒業		○						
兵庫	1卒業								
奈良	0卒業								
和歌山	1卒業								
鳥取	0卒業								
島根	2卒業								
岡山	1卒業								
広島	3卒業								
山口	5卒業		○						
徳島	4卒業								
香川	1卒業								
愛媛	4卒業		○						
高知	2卒業								
福岡	3卒業								
佐賀	1卒業								
長崎	3卒業		○						
熊本	3卒業		○						
大分	2卒業								
宮崎	2卒業		○						
鹿児島	0卒業								
沖縄	4卒業								
14年度実施員数	120卒業	11県	13県	17県	36県	18県	0県	17県	8県
14年度予算	246卒業	25県	47県	25県	47県	47県	8県	—	47県
実施率(実施/予算)	48.8%	44.0%	27.7%	68.0%	76.6%	38.3%	0.0%	—	17.0%

3. 看護職員需給見通しについて

厚生労働省「看護職員の需給に関する検討会報告書」（平成12年12月）

○ 見通し期間 …… 平成13年から平成17年まで（5年間）

（注）今後、医療制度の抜本改革の進展、介護保険制度の見直し等により、本見通しについても必要時見直しを行う。

○ 策定方法 …… 策定の考え方を都道府県に示し、これを踏まえて各都道府県が需要数・供給数を算定、積み上げて全国の需給見通しを推計

1. 全国の需給については、
平成13年には、需要が供給を約3万5千人上回るが、
平成17年には130万人前後で概ね需給が均衡する見通し。

	(平成13年)		(平成17年)
需 要	121万 7千人	→	130万 6千人 (7.3%増)
供 給	118万 1千人	→	130万 0千人 (10.1%増)

2. 需要については、
①病院において、勤務条件の改善、より手厚い看護体制を考慮した需要の増加
②介護保険制度の実施に伴う訪問看護等の需要の増加
が見込まれている。

	(平成13年)		(平成17年)
病 院	76万 9千人	→	79万 4千人 (3.3%増)
	(注) 病床100床あたり看護職員数		平成17年見込 51.2人 (平成13年実績 47.1人)
介護保険関係	14万 3千人	→	18万 9千人 (32.2%増)

3. 供給については、
①新卒就業者数が減少に転ずる（需給見通しが始まった昭和49年以降で初）ため、
②再就業者数の増加
③退職による減少の抑制
でこれを補うという考え方。

	(平成13年)		(平成17年)
新卒就業者	61,300人	→	56,200人 (8.3%減)
再就業者	35,400人	→	43,800人 (23.7%増)
	(注) 再就業者数は、過去の再就業者の状況を踏まえるとともに、		今後のナースバンク事業の強化を考慮して推計。

4. 需給見通しの実現のためには、
① 再就業の支援（ナースバンク事業の強化：「e-ナースセンター」の導入等）
② 離職防止対策の実施（子育て支援、研修等）等が必要。
また、看護職員の需給に関する地域間・医療機関間の格差の解消が課題。

看護職員需給見通し

区 分		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
		人	人	人	人	人
需 要 数	① 病 院	768,800	776,300	782,700	788,300	794,200
	② 診 療 所	231,000	234,000	236,900	239,900	243,000
	③ 助 産 所	2,100	2,000	2,000	1,900	1,900
	④ 介護保険関係	142,500	154,500	166,600	178,600	189,300
	⑤ 社会福祉施設(④を除く)	12,900	13,300	13,600	14,000	14,300
	⑥ 保健所・市町村	32,200	33,000	33,900	34,600	35,300
	⑦ 教育機関	14,500	14,800	14,700	14,700	14,800
	⑧ 事業所、学校、その他	12,700	12,800	12,800	12,900	13,000
	⑨ 上記の計	1,216,700	1,240,700	1,263,100	1,284,900	1,305,700
供 給 数	⑩ 年当初就業者数	1,151,100	1,181,300	1,212,000	1,242,000	1,271,400
	⑪ 新卒就業者数	61,300	60,300	58,600	57,600	56,200
	⑫ 再就業者数	35,400	37,900	40,100	42,000	43,800
	⑬ 退職等による減少数	66,600	67,400	68,700	70,100	71,000
	⑭ 年末就業者数(⑩+⑪+⑫-⑬)	1,181,300	1,212,000	1,242,000	1,271,400	1,300,500
⑮ 差 引 計 (⑨-⑭)	35,500	28,700	21,200	13,500	5,300	

- (備考)1. 四捨五入のため、各項目の数値の合計等は一致しない。
 2. 今後、医療制度の抜本改革の進展、介護保険制度の見直し等により、本見通しについても必要時見直しを行う。

都道府県別の看護職員需給見通し

(単位:人)

区分	平成13年		平成17年	
	需要数	供給数	需要数	供給数
北海道	71,156	65,614	73,848	72,180
青森	17,082	17,123	18,131	18,193
岩手	15,017	14,962	15,951	15,976
宮城	19,796	19,668	21,932	21,873
秋田	14,148	12,251	14,190	13,638
山形	12,125	11,764	13,130	13,116
福島	21,712	21,168	23,374	23,416
茨城	21,989	21,067	22,741	24,122
栃木	19,250	17,479	20,002	20,064
群馬	19,339	19,098	21,686	21,795
埼玉	41,269	41,956	45,122	43,797
千葉	36,061	35,082	38,724	37,359
東京	104,257	101,057	108,383	108,342
神奈川	55,351	52,786	61,076	61,271
新潟	23,322	23,121	24,902	24,903
富山	12,750	12,332	14,310	14,192
石川	14,408	13,992	15,260	15,187
福井	8,957	8,812	9,741	9,473
山梨	8,378	8,077	9,164	9,147
長野	21,480	20,755	23,338	23,210
岐阜	17,549	17,145	19,028	19,058
静岡	31,049	30,188	36,855	36,938
愛知	58,016	56,235	61,011	60,666
三重	17,143	15,768	18,010	17,144
滋賀	11,556	10,542	12,010	12,021
京都	26,770	25,847	28,800	28,809
大阪	76,618	76,411	80,471	80,610
兵庫	50,684	50,190	53,909	53,860
奈良	12,858	11,257	13,831	13,771
和歌山	11,840	11,092	13,172	12,491
鳥取	7,159	7,118	7,589	7,569
島根	9,793	9,724	10,602	10,512
岡山	23,755	22,868	25,479	24,878
広島	32,745	32,443	36,909	36,811
山口	18,452	18,218	19,318	19,261
徳島	11,134	11,201	11,796	11,856
香川	12,936	12,468	13,772	13,698
愛媛	20,184	19,519	20,978	21,287
高知	12,043	12,034	12,955	13,275
福岡	63,878	63,907	71,185	71,521
佐賀	12,489	12,100	13,011	13,175
長崎	20,042	19,094	20,855	20,984
熊本	27,397	26,298	29,650	29,606
大分	16,092	15,342	17,639	17,535
宮崎	16,227	15,899	17,338	17,350
鹿児島	26,886	26,770	29,491	29,498
沖縄	13,601	13,440	15,056	15,012
計	1,216,743	1,181,282	1,305,725	1,300,450

(注) 千葉県の数字は、暫定値である。

4. 看護師養成所の平成15年4月施設数及び定員見込数

区分	平成14年4月現在		増(新設・定員増)		減(廃止・定員減)		平成15年4月見込		
	学校数 (募集校)	1学年定員 総定員	学校数 (募集時期)	1学年定員 総定員	学校数 (募集中止)	1学年定員 総定員	学校数 (募集校)	1学年定員 総定員	
保健師	大学	95 (95)	7,020	7,020	8	640	640	103 (103)	7,660
	短期大学専攻科	19 (19)	620	620				18 (18)	600
	養成所	37 (37)	1,370	1,370	6	240	240	31 (31)	1,130
合計	151 (151)	9,010	9,010	8 (0)	640	640	152 (152)	9,390	
助産師	大学	62 (62)	4,615	4,615	8	625	625	70 (70)	5,240
	短期大学専攻科	31 (31)	540	540				29 (29)	500
	養成所	35 (35)	803	803	3	53	53	32 (32)	750
合計	128 (128)	5,958	5,958	8 (0)	625	625	131 (131)	6,490	
3年課程	大学	98 (97)	7,140	28,480	8	640	2,560	106 (105)	7,780
	短期大学	60 (48)	3,650	10,950	1	80	240	56 (42)	3,230
	養成所	503 (474)	23,037	69,551	13 (2)	786	2,358	501 (482)	23,517
合計	661 (619)	33,827	108,981	22 (2)	1,506	5,158	663 (629)	34,527	
2年課程	短期大学	10 (10)	570	1,140				10 (8)	410
	高等学校専攻科	61 (61)	2,955	5,910				61 (61)	2,955
	養成所	312 (285)	12,903	33,598	15 (19)	1,088	2,681	297 (266)	11,855
合計	383 (356)	16,428	40,648	0 (0)	40	80	368 (335)	15,220	
高等学校及び専攻科一貫教育	65 (65)	3,375	16,875				65 (65)	3,335	
合計	1,109 (1,040)	53,630	166,504	22 (2)	1,546	5,238	1,096 (1,029)	53,082	
高等学校衛生看護科	126 (24)	1,210	3,750				119 (24)	1,210	
養成所	337 (290)	14,343	28,686	(2)	95	190	296 (283)	14,063	
合計	463 (314)	15,553	32,436	0 (2)	95	190	415 (307)	15,273	
合計	1,851 (1,633)	84,151	213,908	38 (4)	2,906	6,693	1,794 (1,619)	84,235	

注1 国立看護大学校は、大学に計上。
 注2 学校数のかつこ内の数は募集中のものの再掲である。
 注3 高等学校衛生看護科のうちの65校、高等学校専攻科のうちの51校が、一貫教育校に切替。(3校は、高等学校衛生看護科を併設、また、高等学校専攻科は、平成16年4月募集中止予定)
 なお、残りの33校は養成を停止した。
 注4 大学についての実際の助産師養成数は定員と異なっている。(平成14年度 40大学、養成数 351人)

5. 「看護の日」及び「看護週間」実施状況

【平成14年度】

- 日 程 「看護の日」：平成14年5月12日（日）
「看護週間」：平成14年5月12日（日）～18日（土）
- 主 催 厚生労働省及び社団法人日本看護協会
- 後 援 文部科学省、社団法人日本医師会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 協 賛 社団法人日本病院会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本精神科病院協会、社団法人全日本病院協会、社団法人全国自治体病院協議会、社団法人日本助産婦会、社団法人日本精神科看護技術協会、テルモ（株）、東洋羽毛工業（株）、パラマウントベッド（株）、（株）ジェイティービー、東急観光（株）、ナガイレーベン（株）、日本生命保険（相）

中央行事「看護フォーラム」の開催

- 開催日 平成14年5月12日（日）
- 会 場 横浜そごう新都市ホール
- テーマ あなたの「元気」をアシストします。
- 主催者挨拶 厚生労働大臣 坂口 力、日本看護協会長 南 裕子
- トークショー 桂 文珍（落語家）
- パネルディスカッション 「あなたの『元気』をアシストします。」
ラモス瑠偉（サッカーパーソナリティー）、ケンタロウ（料理研究家）、高尾 良英（藤沢湘南台病院健康スポーツ部医師）、滝童内浩子（横浜市立脳血管医療センター看護師）

全国行事「ふれあい看護体験」の実施

看護週間を中心に病院、訪問看護ステーション、老人保健施設などを中心に全国で約2,100施設が実施し、約3万人が体験した。

【平成15年度】

- 日 程 「看護の日」：平成15年5月12日（月）
「看護週間」：平成15年5月11日（日）～17日（土）
- 主 催 厚生労働省及び社団法人日本看護協会
- 後 援 文部科学省、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、社団法人日本薬剤師会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 協 賛 社団法人日本病院会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本精神科病院協会、社団法人全日本病院協会、社団法人全国自治体病院協議会、社団法人日本助産婦会、社団法人日本精神科看護技術協会 他

中央行事「看護フォーラム」の開催

- 開催日 平成15年5月11日（日）
- 会 場 イイノホール（東京都千代田区）
- テーマ 5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に

平成14年度「看護の日」及び「看護週間」都道府県実施状況報告

都道府県名	記念式典	シンポジウム・講演会等	アトラクション	街頭パレード・街頭でのPR	健康・介護相談(教室)	進路・就業相談	ふれあい看護体験実施施設数	ふれあい看護体験実施者(人)	ポスター・ペン等PRグッズ	テレビ・ラジオ等の報道	新聞・雑誌等の報道	備考
北海道	○	○				○	163	1756	○	○	○	
青森	○			○	○	○	21	94	○	○	○	
岩手	○	○	○	○	○	○	45	795	○	○	○	
宮城	○	○										
秋田	○	○			○	○	35	611	○	○	○	バザール開催
山形	○	○	○	○	○		59	386	○	○	○	各病院における多彩なイベント
福島	○	○			○	○	22	102	○	○	○	ハートウォーミング写真展
茨城	○	○	○	○	○	○	44	1553	○		○	
栃木	○	○			○	○	28	703	○		○	
群馬	○	○	○		○	○	50	846	○		○	看護業務に関する創意工夫展
埼玉	○	○	○		○		29	251	○	○		
千葉	○	○	○		○	○	44	168	○	○	○	
東京						○			○	○	○	
神奈川	○	○	○	○	○	○	163	7337	○	○	○	県のホームページに掲載
新潟	○	○			○		68	717	○	○	○	
富山	○	○	○		○		17	306	○	○	○	
石川	○	○	○		○		20	63	○	○	○	
福井	○	○	○		○		14	373	○	○	○	
山梨	○	○		○	○	○	50	588	○	○	○	
長野	○	○	○	○	○	○	67	800	○	○	○	入院患者訪問
岐阜	○	○			○	○	45	796	○	○	○	県のホームページに掲載
静岡			○	○	○	○	44	162	○		○	
愛知	○	○					70	280	○		○	
三重	○	○		○	○	○	46	840	○		○	パネル展示「看護百景」「看護への道」
滋賀	○	○	○		○	○	8	37	○	○	○	
京都	○		○	○	○	○	69	354	○	○	○	
大阪	○	○	○		○	○	71	292	○	○	○	
兵庫	○		○	○	○	○	20	173	○		○	
奈良	○		○		○		18	48	○	○	○	
和歌山					○	○	16	83	○	○	○	
鳥取	○			○	○	○			○		○	看護体験は各病院独自で実施
島根	○	○	○		○	○	27	1039	○	○	○	
岡山	○	○					37	510	○	○	○	一日看護部長
広島	○	○			○	○	42	392	○	○	○	県のホームページに掲載
山口	○	○			○	○	39	397	○	○	○	
徳島	○	○	○		○	○	89	902	○	○	○	
香川	○	○			○	○	33	320	○	○	○	
愛媛	○	○	○	○	○	○	39	253	○	○	○	老人ホーム訪問実施
高知					○	○	30	300	○	○	○	
福岡	○	○		○			125	1276	○	○	○	
佐賀	○	○	○	○	○		19	230	○	○	○	各支部における多彩なイベント
長崎	○	○	○	○	○		75	555	○	○	○	
熊本	○	○			○	○	25	800	○	○	○	
大分	○	○	○	○	○	○	60	439	○	○	○	保健所・病院におけるイベント
宮崎	○	○		○	○	○	57	662	○	○	○	
鹿児島	○	○			○	○	29	354	○	○	○	
沖縄	○	○			○	○	67	1106	○	○	○	県のホームページに掲載

6. 保健師助産師看護師の行政処分の考え方について

平成14年11月26日

医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会

保健師助産師看護師の行政処分の考え方

当部会は、保健師助産師看護師（以下「看護師等」という。）の行政処分に関する意見の決定に当たり、過去における当部会の議論等を踏まえつつ、昨今の社会情勢や社会通念の変化に対応して、当面、以下の考え方により審議することとする。

1 行政処分の考え方

保健師助産師看護師法第14条に規定する行政処分については、看護師等が、罰金以上の刑に処せられた場合等に際し、看護倫理の観点からその適正等を問い、厚生労働大臣がその免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずるものである。

処分内容の決定においては、司法処分の量刑を参考にしつつ、その事案の重大性、看護師等に求められる倫理、国民に与える影響等の観点から、個別に判断されるべきものであり、かつ、公正に行われなければならないと考える。

このため、当部会における行政処分に関する意見の決定に当たっては、生命の尊重に関する視点、身体及び精神の不可侵性を保証する視点、看護師等有する知識や技術を適正に用いること及び患者への情報提供に対する責任性の視点、専門職としての道徳と品位の視点を重視して審議していくこととする。

2 事案別の考え方

(1) 身分法（保健師助産師看護師法、医師法等）違反

保健師助産師看護師法、医師法等の医療従事者に関する身分法は、医療が国民の健康に直結する極めて重要なものであるとの考え方から、定められた教育課程を修了し免許を取得した者が医療に従事すること及び免許を取得していない者が不法に医療行為を行うことのないよう規定している。また、不法に医療行為を行った際の

罰則についても、国民の健康に及ぼす害の大きさを考慮して量刑が規定されているところである。

行政処分に当たっては、司法処分の量刑の程度に関わらず、他者の心身の安全を守り国民の健康な生活を支援する任務を負う看護師等が、自らに課せられた基本的倫理を遵守せず、国民の健康を危険にさらすような法令違反を犯したことを重く見るべきである。

(2) 麻薬及び向精神薬取締法違反、覚せい剤取締法違反及び大麻取締法違反

麻薬等の違法行為に対する司法処分は基本的には懲役刑（情状により懲役及び罰金）であり、その量刑は、不法譲渡、不法所持した麻薬等の量、施用期間の長さ等を勘案して決定されている。累犯者についても重い処分となっている。

行政処分に当たっては、麻薬等の害の大きさを十分認識している看護師等が違法行為を行ったこと、麻薬等を施用して看護業務を行った場合には患者の安全性が脅かされること、さらに、他の不特定の者へ犯罪が伝播する危険があること等を重く見るべきである。

(3) 殺人及び傷害

本来、人の生命や身体の安全を守るべき看護師等が、殺人や傷害の罪を犯すことは、看護師等としての資質や基本姿勢が問われるだけではなく、専門職としての社会的な信用を大きく失墜させるものである。特に、殺人を犯した場合は基本的に免許取消の処分がなされるべきである。

ただし、個々の事案では、その様態や原因も様々であり、行政処分に当たっては、それらを考慮に入れるのは当然である。

(4) 業務上過失致死傷（交通事犯）

交通事故による致死傷等に対する司法処分では、警察等への通報や被害者を救護せずそのまま逃走した事犯の場合、厳しく責任を問われている。

元来、看護師等は人の心身の安全を守るべきであるにもかかわらず、適切な救護措置をとらなかつたり、通報もしなかつたということは悪質であり、行政処分に当たっては、看護師等としての資質及び適性を欠くものでないかどうかを十分に検討し、相当の処分を行うべきである。

(5) 業務上過失致死傷（医療過誤）

看護師等の業務は人の生命及び健康を守るべきものであると同時に、その業務の性質から危険を伴うものである。従って看護師等に対しては、危険防止の為に必要とされる最善の注意義務を要求される。看護師等が国民の信頼に応えず、当然要求される注意義務を怠り、医療過誤を起こした事案については、専門職としての責任を問う処分がなされるべきである。

ただし、医療過誤は、様々なレベルの複合的な管理体制上の問題の集積によることも多く、一人の看護師等の責任に帰することができない場合もある。看護師等の注意義務違反の程度を認定するに当たっては、当然のことながら、病院の管理体制や他の医療従事者における注意義務違反の程度等も勘案する必要がある。

なお、再犯の場合は、看護師としての資質及び適性を欠くものでないかどうかを特に検討すべきである。

(6) わいせつ行為等（性犯罪）

人の身体に接する機会が多く、身体の不可侵性を特に重んじるべき看護師等がわいせつ行為を行うことは、専門職としての品位を貶め、看護師等に対する社会的信用を失墜させるだけでなく、看護師等としての倫理性が欠落している、あるいは看護師等として不適格であると判断すべきである。

特に、看護師等の立場を利用して行った事犯や、強姦・強制わいせつ等、被害者の人権を軽んじ、心身に危害を与えた事犯については、悪質であるとして相当に重い処分を行うべきである。

(7) 詐欺・窃盗

信頼関係を基にその業務を行う看護師等が詐欺・窃盗を行うことは、専門職としての品位を貶め、看護師等に対する社会的信用を失墜させるものである。

特に、患者の信頼を裏切り、患者の金員を盗むなど看護師等の立場を利用して行った事犯（業務関連の事犯）については、看護師等としての倫理性が欠落していると判断され、重くみるべきである。

7. 平成15年度看護教員養成講習会開催予定

(平成15年2月7日現在)

都 道 府 県 等	受講定員	講 習 期 間
北 海 道	50	平成15年5月～平成16年1月
福 島 県	40	平成15年5月～平成15年12月
群 馬 県	30	平成15年4月～平成16年2月
埼 玉 県	50	平成15年4月～平成16年3月
東 京 都	50	平成15年4月～平成16年3月
神 奈 川 県	40	平成15年4月～平成16年3月
岐 阜 県	35	平成15年6月～平成16年1月
愛 知 県	30	平成15年4月～平成16年3月
大 阪 府	70	平成15年4月～平成15年12月
福 岡 県	45	平成15年5月～平成15年12月
佐 賀 県	50	平成15年4月～平成16年3月
沖 縄 県	40	平成15年7月～平成16年2月
全国社会保険協会連合会	45	平成15年4月～平成16年3月
13か所	計 575(人)	

8. 平成15年度看護研修研究センター入学資格等

区分	看護教員養成課程			幹部看護教員養成課程
	看護師養成所 教員専攻	保健師養成所 教員専攻	助産師養成所 教員専攻	
研修期間	平成15年4月9日（水）から平成16年3月12日（金）まで1年間			
入学に必要 な資格等	<p>看護師養成所や准看護師養成所の看護教員・実習指導者を希望する者、または現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者。</p> <p>1 保健師、助産師又は看護師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者 (注1)</p>	<p>保健師養成所の看護教員・実習指導者を希望する者、または現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者。</p> <p>1 保健師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者 (注1)</p>	<p>助産師養成所の看護教員・実習指導者を希望する者、または現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者。</p> <p>1 助産師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者 (注1)</p>	<p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の教務主任、指導責任者の職にある者、またはその職に就くことを希望する者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者。</p> <p>1 看護教員になるための研修等を修了した者 (注2) 2 専任教員の経験が3年以上ある者</p>

(注1)

看護教員になるための研修とは次のことをいう。

- ア 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程
- イ 国立公衆衛生院の専攻課程看護コース
- ウ 厚生労働省が認定している看護教員養成講習会
(厚生労働省が委託実施したものを含む。)

(注2)

看護教員になるための研修等を修了した者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程修了者
- イ 国立公衆衛生院の専攻課程看護コース修了者
- ウ 厚生労働省が認定している看護教員養成講習会修了者
(厚生労働省が委託実施したものを含む。)
- エ 大学の卒業生で、大学において教育に関する科目（教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上）を履修した者。但し、看護師養成所の教務主任、指導責任者の職にある者、または、その職に就くことを希望する者に限る。（平成13年1月5日通知「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」及び「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」による。）